

○公益通報等に関する規定

2007年5月15日

学園206

改正 2021年12月8日

(目的)

第1条 この規定は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人常翔学園(以下「学園」という)および株式会社常翔ウェルフェア(以下「法人事業会社」という)における公益通報または相談(以下「通報等」という)に関し必要な事項を定めることにより、公益通報者および相談者(以下「通報者等」という)を保護するとともに、学園または法人事業会社の各々の業務に関し、法令ならびに学園および法人事業会社の各々の諸規定等に違反する行為またはその危険性がある行為(以下「通報対象事実」という)の早期発見および是正を図る等の法令遵守の徹底を強化し、もって学園および法人事業会社の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義をつぎのとおり定める。

- イ 役員・職員等 学園の理事、監事、学園と雇用関係にある職員のほか、学園への派遣労働者、学園の取引先の労働者、退職から1年以内の当該職員および労働者(派遣、取引先)、学園設置各学校に在学する学生・生徒
- ロ 取締役、監査役・社員等 法人事業会社の取締役、監査役、法人事業会社と雇用関係にある従業員のほか、法人事業会社への派遣労働者、法人事業会社の取引先の労働者、退職から1年以内の当該従業員および労働者(派遣、取引先)
- ハ 公益通報 役員・職員等または取締役、監査役・社員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、学園または学園の業務に従事する場合におけるその役員・職員等ならびに法人事業会社または法人事業会社の業務に従事する場合におけるその取締役、監査役・社員等について通報対象事実(ただし、役員・職員等および取締役、監査役・社員等自らの人事上の処遇、給与、勤務時間その他勤務条件に関わる事項に関する事実は、公益通報者保護法上の通報対象事実に該当する可能性がない限り、公益通報の範囲には含まないものとする)が生じ、またはまさに生じようとしている旨を学園が設置する通報等の窓口に通報することをいう。
- ニ 受理 通報者等が氏名、連絡先、および公益通報対象者(不正を行った、行っているまたは行おうとして通報された者をいい、以下「被通報者」という)との関係を明らか

にするなどの要件を満たした場合、ならびに匿名であっても当該通報等を信じるに足りる相当の理由、証拠等のある場合には、通報等に係る調査をするものとして受理することをいう。

ホ 法令違反事実

- a 公益通報者保護法別表に記載された法律(これらの法律に基づく命令を含む)に定める罪の犯罪行為の事実
- b 公益通報者保護法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが二号aに掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、または勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分または勧告等の理由とされている事実を含む)

(統括者)

第3条 学園の対象事案に関する通報等にかかる統括者として危機管理を担当する理事を置く(以下「公益通報統括者」という)。

- 2 前項に関わらず、危機管理を担当する理事にかかる通報対象事実についての統括者は、他の理事の中から理事長が指名する。
- 3 前2項にかかわらず、法人事業会社の対象事象通報等にかかる統括は、法人事業会社の代表取締役が行う。

(通報等の方法等)

第4条 学園は、通報等に対応するため、渉外室および学外の法律事務所(以下「法律事務所」という)に、通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口を担当者を置き、渉外室に所属する職員または法律事務所の弁護士をもって充てる。
- 3 公益通報の方法は、所定の様式による電子メール、郵便とする。万が一、電話による通報が行われた場合は、当該通報者等に所定の様式を提出することを求め、期間内に提出がなかったときは当該通報の受付を拒否することができる。
- 4 公益通報の手続きに関する相談は、前項の方法のほか、電話でも行うことができる。
- 5 通報窓口は、通報者等から公益通報等があった場合は、当該通報者等に対し、速やかに通報を受けつけた旨を通知するとともに、公益通報統括者に報告しなければならない。
- 6 通報窓口でないにも関わらず、通報者等から誤って通報等を受けた役員および職員は、通報窓口連絡し、または当該通報者等に対し通報窓口へ通報等を行うように助言しな

ければならない。

- 7 第5条各号に定める諸規定に抵触する事実を通報窓口で通報等を受けたときは、第5条各号の諸規定に定められている窓口で通報等を行うように助言しなければならない。
- 8 公益通報統括者は、公益通報の窓口設置および通報の方法、対応等について、ホームページ等により周知する。

(他規定との関係)

第5条 通報対象事実が、つぎの各号に定める学園の諸規定に抵触する場合には、当該規定の取扱部署において対応し、そのうえで法令違反行為に係るものは渉外室に問い合わせるものとする。

- イ 人権侵害防止に関する諸規定
- ロ 個人情報の保護に関する諸規定
- ハ 利益相反に関する諸規定
- ニ 研究活動に係る不正行為防止に関する諸規定
- ホ 研究費の不正使用防止に関する諸規定
- ヘ 学生等への苦情対応に関する諸規定

(通報者の責務)

第6条 役員・職員等ならびに取締役、監査役・社員等は、虚偽の通報や個人的利益を図る目的、私怨または他人を誹謗中傷する通報、その他誠実性を欠く通報等(以下「不誠実な通報」という)を行ってはならない。

- 2 不誠実な通報は、本規定に基づく通報には該当しないものとする。
- 3 取締役、監査役・社員等は、法人事業会社の対象事案に関する通報等の内容が、通報窓口から法人事業会社の窓口で連絡されることに同意するものとする。

(通報等への対応)

第7条 公益通報統括者は、学園の対象事案に関する通報等の内容を理事長に報告するとともに、理事長と協議のうえ通報等の受理の判断をし、つぎの各号のとおり、通報者等に対して通知する。ただし、通報者等による匿名の通報等については、信じるに足りる相当の理由、証拠等があり、かつ、通報者等に対し、連絡を入れることが可能な場合を除き、受理しない。

- イ 通報対象事実として通報された事実が存在する可能性があるときは、受理する旨を通知し、通報対象事実として通報された事実存在しないことが明らかであるときは、受理しない旨を通知する。

ロ 前号に関わらず、通報対象事実が第5条に定める諸規定の適用を受ける場合は、当該規定が定める内容で通知する。

ハ 前号に関わらず、通報対象事実が法令違反事実の場合は、通報等を受けた日から起算して20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施を通知する。

2 公益通報統括者は、学園の対象事案につき、受理の判断のための証拠資料の確保等の調査(以下「予備調査」という)を渉外室に所属する職員または法律事務所の弁護士に行わせ、予備調査の遂行のために関連部署に協力を求める。

3 公益通報統括者は、法人事業会社の対象事案に関する通報等の内容については、渉外室から法人事業会社の窓口連絡させる。

(情報管理)

第8条 通報者等からの通報により得た情報は、通報者等が予め明示的に同意しない限り、学園が別に定める範囲以外に共有しないものとする。

(調査委員会の設置)

第9条 公益通報統括者は、学園の対象事案につき、予備調査の結果を判断し、通報等を受理すると認めた場合は、通報対象事実の存否を調査させるために、調査委員会(以下「委員会」という)を設置する。ただし、対象事案に係る者を委員として選任してはならない。

2 委員会は、つぎに掲げる委員をもって構成する。ただし、理事長に係る場合は、イ号は委員を構成しない。

ア 渉外室長

イ 理事長が指名する教員 若干名

ウ 弁護士資格を有する者 1~2名

エ その他公益通報統括者が必要と認めた者 若干名

3 委員会には委員長を置き、委員長には前項ア号の委員をもってこれに充てる。

4 委員会において決するべき事案が生じた場合は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。

5 委員会は、通報対象事実についての調査を公正不偏に行い、違法行為等の有無を検討する。

6 委員長は、調査の結果を直ちに公益通報統括者に報告しなければならない。

7 委員会の庶務は、渉外室で取り扱う。

(遵守事項)

第10条 委員会委員および渉外室に所属する職員は、その職務の遂行にあたって、つぎの各号を遵守しなければならない。

- イ 通報者等、役員・職員等および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと
- ロ 予備調査および第9条第1項の調査(以下「調査等」という)を受ける被通報者や被通報者が所属する部署の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
- ハ 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること
- ニ 通報者等を特定する情報について、その秘密を保持すること
- ホ 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと

2 委員会委員および渉外室に所属する職員は、その職を離れた場合であっても、前項ニ号およびホ号に定める事項を遵守しなければならない。

(調査協力の義務)

第11条 被通報者を含め、被調査者は、調査等に協力をする義務を負うものとする。

- 2 被調査者は、調査等にあたって、事実の隠匿もしくは歪曲または虚偽の回答その他の不正行為を行ってはならない。
- 3 役員・職員等は、つぎの各号に定める行為を行ってはならない。

- イ 通報等に関する証拠の毀損、隠匿、改ざん、その他調査等の妨げとなる行為
- ロ 通報窓口に通報しようとすることを妨げる行為

(調査等結果の報告)

第12条 公益通報統括者は、学園の対象事案につき、調査等が終了したのち、直ちに、当該結果を理事長に報告しなければならない。

2 公益通報統括者は、前項に基づき、理事長に報告の後、法令違反行為であると認定した調査等の結果については、必要に応じて監督官庁に対し、当該調査等の結果の報告を行う。

(是正措置等の実施)

第13条 公益通報統括者は、学園の対象事案につき、通報対象事実があると認定した調査等の結果に対し速やかに是正および再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という)を講じ、必要に応じて当該是正措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合は改めて是正に必要な措置をとり、または学園設置各学校の学校長(以下「設置学校長」という)に是正措置等を講じることを命じる。

2 設置学校長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置

の内容、是正結果を公益通報統括者に報告する。

- 3 公益通報統括者は、第1項により、是正措置等を講じたり、命じたりするに当たり、委員会に対し、意見を求めることができる。

(通報者等への連絡)

第14条 渉外室は、通報者等に対し、被通報者の信用、名誉、およびプライバシー等に十分に配慮しつつ、調査等の結果および学園で決定した是正措置の結果および法人事業会社から連絡をうけた調査等の結果および学園で決定した是正措置の結果を通知する。なお、法律事務所を通報窓口とした通報等については、法律事務所の弁護士を通じて通報者等に通知する。

- 2 前項に関わらず、第4条第7項の定める通報対象事実については、同項の定めにより窓口になった部署から通報者等に通知する。

(通報者等の保護)

第15条 学園は、学園と雇用関係にある職員が通報等を行ったことを理由として、当該職員に対し、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 学園は、学園への派遣労働者および学園の取引先の労働者が通報等を行ったことを理由として、当該労働者に対し、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

- 3 前2項の場合において、役員・職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りでない。

- 4 何人も正当な理由なく通報者等を探索してはならない。

- 5 公益通報統括者は、前項を踏まえ、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な措置をとらなければならない。

- 6 前項に関わらず、不利益な取扱いおよび嫌がらせを受けている旨の連絡が通報者等からあった場合には、公益通報統括者は、渉外室に係る部署と共同で事実関係の調査を行わせる。

- 7 前項の調査の結果、通報者等に対する不利益な取扱いおよび嫌がらせが確認された場合、公益通報統括者は、その行為者に対してその行為を中止させ、また可能な限りにおいて過去に遡及して解消させるとともに、行為者が役員・職員等の場合は、その旨を理事長に報告する。理事長は、学園諸規定を適用して、所定の手続きを経て処分を行う。

(状況報告)

第16条 設置学校長は、是正措置等を実施後、つぎの各号の状況を確認し、公益通報統括

者に報告しなければならない。

イ 法令違反の再発がないこと

ロ 是正措置等が機能を果たしていること

ハ 通報等を行った役員・職員等への不利益な取扱いがないこと

(公表)

第17条 学園は、学園の対象事案につき、被通報者について通報対象事実の存在が明らかになり、処分が決定された場合には、再発防止の観点から、必要に応じて公表することがある。

(研修)

第18条 学園は、法令遵守の重要性について、必要に応じて研修を実施し、役員・職員等に周知を図る。

(見直し)

第19条 学園は、本規定に基づく是正措置および再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規定による通報処理の仕組みを改善することとする。

(事務処理)

第20条 通報等の処理、保護に関する事務は、是正措置等の実施、状況確認および第5条に定める諸規定の事案にかかる個々の啓発に関する業務を除き、渉外室が行い、通報事案に応じて関係部署が協力する。

2 渉外室は、対象事案に関する通報等、調査、調査結果等の記録を原則として、第14条1項の通知から5年間保管する。ただし、第5条により、他部署が対応した事案はこの限りではない。

(規定の改廃)

第21条 この規定の改廃は、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2007年5月16日から施行する。

2 この改正規定は、2022年4月1日から施行する。